

放課後児童クラブの選考基準について

資料 3

○概要

平成 29 年 12 月、平成 30 年 2 月の会議で議題としたが、検討を 1 年先送りとした。

平成 31 年度の入所選考の際に、基準に基づく選考を行う必要が高まるため、検討を再開します。

◇逗子小学校区・久木小学校区で既存施設の更なる活用により待機児童対策を実施してきたが、逗子小学校区は解消に至っていない。

▽従来型で小学校 4 年生全員の受入れ、夕方型で高学年全員の受入れが難しい状況が、年々厳しくなる見通し。【平成 31 年度は、一次申込者の一部に影響が出るかどうか。指定管理者と調整中】

▽二次申込者は受け入れ困難。

◇保育所等の待機児童対策を今後も推進していく中で、公平な選考を行う体制を構築する必要がある。

※放課後児童クラブの待機児童対策は、継続し対策を検討していく。

◇条例で放課後児童クラブを設置している市は、1 市を除き利用選考基準を制定している。

▽保育所は一度入所すれば小学校入学まで継続できるが、放課後児童クラブは毎年度全員を選考しなおす必要がある。

○選考基準作成上のポイント

◇優先度の考え方

▽低学年優先とする。

①1・2 年生は入所要件を満たせば、必ず入所決定されるようにして良いか。

②必ず入所決定されるようにするのは 1 年生のみとし、2 年生以上はポイントで相対的に優位度を付けていくか。

▽保護者の就労時間や生活状況と学年のバランス。

- ・基本的な就労時間とのバランス
- ・遠方等の勤務地を考慮するか。距離か、通勤時間か。
- ・ひとり親家庭の優先度をどのようにするか。
- ・17 時以降の必要度を考慮するか。
- ・子の障がいの取り扱い方。特に、手帳取得していない児童

※例えば、同じ学年の「近隣勤務のひとり親家庭」と「両親都内フルタイム勤務」の優先度

※一人一人の児童の自立度を考慮することは困難。

◇代表的な他市例

A 市の例

- ・保育所と同様に様々な要件にポイントをつけて、優先度を決める。

※低学年の優先度を高める加点をする。(例)1 年生基礎点=20 点、保護者 1 名フルタイム 14 点

B 市の例

①入所要件を満たす者で、学年を最優先としてまず選考する。

②入所ができない学年が生じたら、その学年以上の全員を対象に、ポイントをつけて選考する。

- ・保護者の就労時間や通勤時間等を考慮する。
- ・学年は考慮しない。

◇審議経過

- ・「A市の例」の方が公平性が高いのではないか。

○今後の検討方法

- ①優先度の有り方について保護者アンケートを実施する。
 - ・アンケート内容について、次回の子ども・子育て会議でご意見を頂き、内容を確定したい。
 - ・アンケート内容は、「選考基準作成上のポイント」を基本に精査。
- ②平成31年4月 保護者会連絡会
 - ・アンケートの意義と内容について説明し、協力依頼。
- ③平成31年5月頃 保護者へアンケート実施
- ④平成31年6月頃 子ども・子育て会議
 - ・利用調整基準案の審議と案の確定
- ⑤平成31年7月 保護者会連絡会
 - ・利用調整基準案の説明、意見聴取。
 - ・利用調整基準案の最終調整
- ⑥平成31年秋 パブリックコメント実施
- ⑦平成31年冬 子ども・子育て会議
 - ・利用調整基準案の最終確定。